

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年10月 6 日
【届出者の氏名又は名称】	カロンホールディングス株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号
【電話番号】	03-4563-9300
【事務連絡者氏名】	代表取締役 杵山 幸功
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	カロンホールディングス株式会社 (東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注 1) 本書中の「公開買付者」とは、カロンホールディングス株式会社をいいます。

(注 2) 本書中の「対象者」とは、株式会社マングラムをいいます。

(注 3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注 7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注 8) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本で設立された会社である対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を対象としております。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

(注 9) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

(注10) 本書には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27 A 条及び米国1934年証券取引所法第21 E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有

する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

- (注11) 公開買付者及びその関連者(対象者を含みます。)並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(これらの関連者を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e - 5条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年9月26日付で提出いたしました公開買付届出書及びその添付書類である同日付公開買付開始公告につきまして、公開買付者がベトナム国家競争委員会から2025年10月2日（現地時間）付で対象者株式の取得を承認する旨の通知を受領し同日付で対象者株式の取得の承認がなされたことに伴い、訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、上記通知書を新たに添付書類に追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

ベトナム競争法

(3) 許可等の日付及び番号

11 その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第 1 【公開買付要項】

6 【株券等の取得に関する許可等】

(2) 【根拠法令】

ベトナム競争法

(訂正前)

公開買付者は、ベトナムの競争法に基づき、ベトナム国家競争委員会に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要がありました。ベトナム国家競争委員会によって当該届出が受理された日から一定の審査期間（初期的審査は30日ですが、正式審査に入った場合には少なくとも90日間の審査期間（60日間さらに延長される可能性があります。）に加え、ベトナム国家競争委員会は正式審査期間中に2回まで質問票を送付することができ、当該質問票を受領した場合には審査期間がさらに延びる可能性があります。）が定められており、ベトナム国家競争委員会が本株式取得を承認したときは、公開買付者は、本株式取得を実行することができます。

公開買付者は、本株式取得についての事前届出を2025年8月13日（現地時間）付でベトナム国家競争委員会に提出し、ベトナム国家競争委員会からの質疑応答への対応をした上で、2025年9月8日（現地時間）にベトナム国家競争委員会によって受理されました。そのため、ベトナム国家競争委員会によって行われる初期的審査に必要なとなる30日が経過し、本株式取得に関する承認を取得できるのは、2025年10月8日（現地時間）頃となる見込みです。

公開買付者は、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までにベトナム国家競争委員会からの承認を取得できないことが判明した場合、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(訂正後)

公開買付者は、ベトナムの競争法に基づき、ベトナム国家競争委員会に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要がありました。ベトナム国家競争委員会によって当該届出が受理された日から一定の審査期間（初期的審査は30日ですが、正式審査に入った場合には少なくとも90日間の審査期間（60日間さらに延長される可能性があります。）に加え、ベトナム国家競争委員会は正式審査期間中に2回まで質問票を送付することができ、当該質問票を受領した場合には審査期間がさらに延びる可能性があります。）が定められており、ベトナム国家競争委員会が本株式取得を承認したときは、公開買付者は、本株式取得を実行することができます。

公開買付者は、本株式取得についての事前届出を2025年8月13日（現地時間）付でベトナム国家競争委員会に提出し、ベトナム国家競争委員会からの質疑応答への対応をした上で、2025年9月8日（現地時間）にベトナム国家競争委員会によって受理されました。その後、2025年10月2日（現地時間）付で、ベトナム国家競争委員会から本株式取得を承認することを決定する旨の通知が発出され、公開買付者は、2025年10月2日に当該通知を受領し、同日付で本株式取得の承認がなされたことを確認しております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

ベトナム競争法

許可等の日付 2025年10月2日（現地時間）

許可等の番号 836/TB-CT

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

< 前略 >

なお、上記「 6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに公正取引委員会に対する事前届出に対して、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合又は本株式取得に係るベトナム国家競争委員会からの承認が取得できていない場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

なお、上記「 6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに公正取引委員会に対する事前届出に対して、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 後略 >

公開買付届出書の添付書類

(1) ベトナム国家競争委員会からの通知

公開買付者は、ベトナム国家競争委員会から2025年10月2日（現地時間）付「経済集中に係る取引について」と題する通知を2025年10月2日（現地時間）付で受領したため、府令第13条第1項第9号の規定による書面として、上記通知書を本書に添付いたします。

(2) 2025年9月26日付公開買付開始公告

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

< 前略 >

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに公正取引委員会に対する事前届出に対して、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。）第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合又は本公開買付けによる対象者株式の取得に係るベトナム国家競争委員会からの承認が取得できていない場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに公正取引委員会に対する事前届出に対して、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。）第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 後略 >